

セミナー報告 地方議会議員セミナーin 京都 8月7日 於：京都テルサ

「指定管理者制度と公共施設の再編における議会の役割」 講師 幸田雅治

【講演項目】

- ・ 地方行政における公共経営の変化
- ・ 行政サービスに係る行政と民間の役割分担

○指定管理者制度の制度採用のあり方

- ・ 指定管理者制度とは
- ・ 公の施設
- ・ 指定管理者制度のポイント
- ・ 指定管理者制度の導入状況
- ・ 指定管理者制度の当初の通知・・・問題あり
- ・ 指定管理者制度において今後留意すべき意見
- ・ 指定管理者制度の運用上の留意事項
- ・ 静岡県における指定管理者制度の改正の考え方
- ・ 指定管理者制度における議会の役割

○公共施設総合管理計画

- ・ 公共施設総合管理計画
- ・ 再編・多機能化を進める際の住民合意形成のあり方…条例を作ったらどうか
- ・ 公共施設の設置等に関する合意形成手順を定める条例案
- ・ 公共施設に関する議会・議員の役割

【成果・所感】

- ・ 指定管理者制度は、自治体が「公の施設」の管理運営を外部にゆだねる手法の一つで、平成15年の地方自治法改正により創設された。それまで「公の施設」の管理委託については、管理者の範囲が自治体の出資法人や公共的団体等に限定されていたが、その範囲が、民間企業やNPO法人、自治会、ボランティア団体など幅広い団体に管理運営が委ねられることができるようになった。
- ・ 公の施設としては、堅実な運営が必要なため、指定管理者の指定には議会の議決や市及び指定管理者双方のリスク管理、管理状況のモニタリングが必要であるとされている。
- ・ 松本市においても多くの施設でこの指定管理者制度が導入されている。
- ・ 「指定管理者による施設の管理が適切に行われているかを自治体が見直す機会を設けることが望ましい」として一定の期間で、指定管理者の更新がされるが、その時いくつかの課題が生じる。一つは、指定管理者が変ることにより、引継等で一時的にサービスの低下が発生する可能性があること、二つは、指定期間が短いと、事業ノウハウが蓄積されない、あるいは中長期的な事業計画が策定しにくくなること、三つは、指定期間以降の雇用が不透明、雇用面の不安があることなどにより、優秀な人材確保が難しいなどである。この課題について市民サービスが低下しないように、議会としてもチェックしていく必要がある。